

## 令和2年6月1日からの運転免許業務について

業 務 内 容	試験場	更新センター	指定警察署	指定署以外の警察署	備 考
更新手続	△	△	△	—	各会場とも申請受付の制限を設けています。
延長手続	○	○	○	○	有効期間が7月31日までの方は、3か月の延長手続を行えます。
失効手続	○	—	—	—	手続時に講習も行います。
再交付手続	○	—	—	—	
学科試験	○	—	—	—	
技能試験	○	—	—	—	
外国運転免許切替	○	—	—	—	
国際運転免許証申請	○	×	×	—	
認知機能検査	○	—	—	—	
高齢者講習	○	—	—	—	
行政処分	○	—	—	—	
再試験	○	—	—	—	
取消処分者講習 停止処分者講習	○	—	—	—	
初心者講習	○	—	—	—	
違反者講習	○	—	—	—	
記載事項変更 (住所、氏名変更など)	○	×	○	○	更新センターでの手続を中止しています。
免許の取消申請 (自主返納)	○	×	○	○	更新センターでの手続を中止しています。
運転経歴証明書申請	○	×	○	○	更新センターでの手続を中止しています。
経由更新手続	—	×	—	—	道府県に免許証の住所がある方は、手続できません。

○・・・業務を実施しています

△・・・一部制限しています

×・・・中止しています

—・・・未実施業務